

食品衛生監視指導計画（案）に対する意見に係る金沢市の考え方について

- 1 募集期間 令和3年2月20日から3月21日
- 2 募集方法 メール、郵便、ファクシミリ又は窓口へ持参
- 3 意見数 (1) 意見者数 1名
(2) 意見数 3件

市民からの意見・要望の要旨	市の考え方（対応）
<p>【1】令和3年度の重点監視項目(第2三1) <u>重点監視業種及び監視回数(第2三3)</u> 今年6月より食品等事業者にはHACCPに沿った衛生管理が義務化されますが、監視指導計画では、小規模事業者への監視頻度は分類C（2～3年に一度）と位置付けられています。</p> <p>小規模事業者にあっては衛生管理計画の作成や実施についてより支援やアドバイスが必要と思われます。Cに分類される事業者について検査の頻度や件数を増やすよう検討をお願いします。</p>	<p>【1】 重点監視業種及び監視回数は、例年どおり、過去の食中毒頻度、食品の流通規模等を考慮し決定しました。また、新許可制度への切り替えに合わせ、A～Dの分類とは関係なく、令和3年度の許可更新施設を分類Eとしました。この中には監視頻度Cに分類される施設も含まれていますので、実際の監視件数としては表中の560件よりも多くなることを見込まれます。</p>
<p>【2】令和3年度食品等収去検査計画（別表2） 令和3年度食品等収去検査計画での各分類での残留農薬検査において、令和2年度と比較すると検査項目数が減少しています。検査項目外となる項目とその理由を教えてください。</p>	<p>【2】 残留農薬の基準値は、「農薬単体のもの」又は「農薬単体+その代謝物」について定められています。厚生労働省通知による検査方法の変更により、基準値の対象が「農薬単体」から、「農薬単体+その代謝物」に変更となったものがあります。この中には、必要な試薬が販売されておらず、入手できないため、代謝物の検査が実施できない農薬があります。（例：オキシポコナゾールフマル酸塩など）</p> <p>以上の理由で検査を取りやめた農薬があるため、検査項目数が減少しました。</p>

【3】その他

コロナ禍により飲食店がテイクアウトや宅配で弁当や総菜の販売を開始するケースが多く見受けられるようになりました。

店内での提供よりも喫食までの時間が長いことに加えて、気温や湿度の上昇により食中毒のリスクがさらに高まることなど調理や温度管理に関する注意事項等について飲食店への注意喚起を強化していただくことを要望します。

【3】

令和2年5月にテイクアウトを実施している施設を重点的に監視し、温度管理の徹底等について指導しました。ライフスタイルの変化に伴い、今後もテイクアウトや宅配等の需要は継続することが予想されますので、貴見を取り入れ、監視の際に注意喚起を実施します。